神環環自第526号 平成29年9月12日

アイリスパートナーズ株式会社 代表取締役 古越 純 様

神戸市長 久元 喜造

「(仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクト 環境影響評価事前配慮書」 についての意見書

「(仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクト 環境影響評価事前配慮書」(以下,「配慮書」という。)に関して,神戸市環境影響評価等に関する条例(平成9年10月条例第29号,以下,「条例」という。)第8条の7第1項の規定により,下記のとおり,環境の保全の見地からの意見を述べる。

また、本事業は、西宮市と隣接する区域において実施されることから、西宮市長へ本配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を求めたところ、別紙のとおり、意見が述べられたため、事業者においては、当該意見にも配意すること。

記

1 全般的事項

(1) 事業計画の検討

本事業は、豊かな自然環境と調和した業務施設の立地を適切に誘導することを目的としているが、本事業計画地は、現状が山林等の自然地であり、事業の実施に伴い、既存の自然環境の大部分が消失することとなることから、本計画地に生育・生息する動植物に配慮した計画にする必要がある。このため、神戸市の地区計画において定められた緑地等を適切に整備することはもとより、自然環境に十分配慮した計画にする必要がある。

(2) 施設の存在・供用による環境影響

本配慮書には、土地造成後に建設される施設の配置や形状等の具体的な計画の記載がなく、施設の存在・供用による環境影響の予測がされておらず、

事前配慮書として不十分であると言わざるを得ない。このため、今後の手続に先立ち、これらの具体的な計画を示すとともに、その計画を踏まえて、施設の存在・供用による環境影響について、適切に調査・予測・評価を実施する必要がある。

(3) 工事関係車両及び供用後の施設関係車両の走行

事業計画地周辺における渋滞対策として、本事業の実施により、特定の時期、時間帯に工事関係車両及び供用後の施設関係車両の走行が集中しないよう、当該車両台数の削減、平準化及び待機スペースの確保等の対策の実施に努める必要がある。

(4) 住民等への対応

本事業計画地周辺には、既に住居や流通業務団地が存在していることから、 今後の手続においては、条例に基づく説明会以外にも説明の機会を設ける等、 積極的な情報公開に努めるとともに、説明にあたっては分かりやすく丁寧に 行う必要がある。

2 個別的事項

(1) 大気質

本事業により実施される工事は、大量の切土・盛土を伴うとともに、事業 計画地周辺に住居等が存在することから、工事の実施が大気質に及ぼす影響 について、調査・予測・評価を実施する必要がある。

また,施設の供用に伴い,交通量の増加等が見込まれることから,施設の供用による大気質への影響について,調査・予測・評価を実施する必要がある。

(2) 騒音·振動

建設機械の稼働に伴う騒音により、周辺の生活環境への影響が生じないよう、適切な環境保全措置を検討する必要がある。

また,施設の供用に伴い,交通量の増加等が見込まれることから,施設の供用による騒音・振動への影響について,調査・予測・評価を実施する必要がある。

(3) 水質

工事期間中の濁水の直接場外流出を防止する等の万全な対策を行う必要が

ある。

(4) 植物·動物

事業計画地に存在する水路が地域の生物多様性の維持に寄与している可能性があることから、そのような視点も含めて、植物・動物への影響について、調査・予測・評価を実施する必要がある。

調査の結果、希少種をはじめとする植物・動物の生育・生息環境への影響が認められた場合は、移植等の代償措置の検討に優先して、それらの影響を回避又は低減するための措置を検討する必要がある。やむを得ず移植等の代償措置を実施する場合は、あらかじめ移植後の維持管理方法を検討しておく必要がある。

(5) 景観

施設の存在が景観に及ぼす影響について、フォトモンタージュ等を用いた 予測・評価を実施する必要がある。

(6) 地球温暖化

造成・建設機械及び運搬車両等の稼働並びに施設の供用に伴う地球温暖化 への影響を可能な限り回避又は低減する必要がある。

西環エネ発第 12 号 平成 29 年 8月 25 日 (2017 年)

神戸市長 久元 喜造 様

西宮市長 今村 岳司

(仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る 環境影響評価事前配慮書に対する意見書について(回答)

平素は、本市の環境行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 平成29年6月15日付神環環自第233号の標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

【連絡先】

西宮市環境局環境総括室環境・エネルギー推進課

藤原

電 話:0798-35-3479 FAX:0798-35-1096

メール: energy@nishi.or.jp

(仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクト 環境影響評価事前配慮書に係る意見書(西宮市)

(1) 全体的事項

- ア. 環境影響評価事前配慮書(以下、「配慮書」という。)の記載内容には、造成後に建設される施設の配置や進出する事業者等、不明確な箇所が多く見受けられることから適正に配慮書の内容を理解することは容易ではない。配慮書の記述内容によって、市民が誤解を招かないよう十分に勘案し、この先の手続きに向けて、適切な調査と予測、評価を実施すること。
- イ. 事業の計画、工事等の各段階において、近隣住民や既に営業をしている事業者と のコミュニケーションを図り、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。ま た、供用の段階においても、同様の対応を図るよう売却先の事業者に指示するこ と。
- ウ. 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適宜、適切な配慮内容となるよう検討すること。

(2) 個別的事項

- ア. 工事、供用の各段階において、排ガスや粉塵等に十分に配慮し、適切な車両等 の使用や、周辺環境に配慮する計画の策定に努めるなど、適切な体制を整えるこ と。
- イ. 建設機械の稼動や、造成後に建設される施設からの騒音等に十分に配慮し、近隣住民や既に営業している事業者への影響が最小限となるよう最大の環境配慮を講じること。また、夜間の稼動に伴い、生ずる環境影響についての正確な情報を関係者に対して提供すること。
- ウ. 事業計画地は、住宅地や阪神流通センターが隣接しているため、車両等の通行 方法について、近隣住民及び既に営業している事業者への配慮を講じること。ま た、供用後についても、同様の配慮に努めるよう売却先となる事業者へ指示する こと。
- エ. 造成中または造成後の施設の存在について、周辺の景観及び市民の生活環境と の調和を図ることができるよう努めること。